

災害時の放送に関する協定書

平成21年9月 / / 日

## 災害時の放送に関する協定書

(協定の趣旨)

1条 この協定は、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、台風・大地震等の災害に関し市民への防災情報の伝達等必要のある場合において、志布志市（以下「甲」という。）が特定非営利活動法人志布志コミュニティ放送（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼)

第2条 甲は、災害による被害を防止し、又は応急対策を実施する上で放送による通信、伝達が有効な手段と考える場合には、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、形式、内容、時刻及び送信系統を自主的に決定して放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては、総務課長、乙においては、放送局長とする。

(緊急割込放送)

第6条 甲は、乙の放送設備に別途設置する設備（以下「緊急割込装置」という。）を使用して、現在放送中の番組と切り替えて行う臨時の放送（以下「緊急割込放送」という。）を行うことができる。

2 甲は、緊急割込放送を行う時は、事前に乙に通知するものとする。ただし、やむを得ず連絡がつかない場合は、その実施日時及び内容を文書により乙に事後報告する。

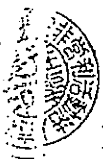
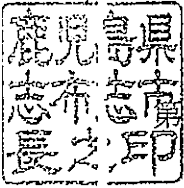
(費用の負担)

第7条 緊急割込装置の保守管理に要する費用は、所有者である乙が負担する。

2 緊急割込放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(実施細目の協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な細目事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。



(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から異議の申し出がない場合には、引き続き1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年 9月11日

甲 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

志布志市長 本 田 修 一



乙 鹿児島県志布志市志布志町志布志2丁目14番14号

特定非営利活動法人志布志コミュニティ放送

理事長 島 津 陽 亮

